福井県ワクワクチャレンジプランコンテスト２０２５募集要項

１　事業の趣旨

本事業は、県内外で活動する女性、若者、ＮＰＯなどの個人またはグループ・団体を支援することにより、福井の「地域課題の解決」や「活性化」を図ることを目的とする。

２　事業主体等

（１）事業主体　福井県

（２）事業運営　ふくい若者フォーラム（福井県から業務委託）

（３）採択審査　福井県ワクワクチャレンジプランコンテスト2025審査委員会（以下「審査委員会」という。）

３　応募資格

次の（１）～（９）をすべて満たす者とする。

1. １５歳以上（中学生を除く）の個人、グループおよび団体（任意団体を含む）であること（※営利法人の応募は不可）
2. 本コンテストで採択を受けたことのない個人、グループおよび団体であること
3. プランを確実に遂行する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること
4. 個人情報を適切に管理する能力・体制を有すること
5. 宗教的活動または政治的活動を目的としていないこと
6. 公序良俗に反する活動を行っていないこと
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
8. 県からの照会や連絡に対し、速やかな連絡や回答できる体制を有すること
9. １８歳未満の者は保護者からの同意を得ていること

４　対象となるプラン

　　　次の（１）～（５）をすべて満たす活動プランとする。

（１）３に掲げる応募資格を満たす者が、地域課題の解決を目指し、福井を活

性化するために活動するプランであること

（２）１名（グループ）につき１件のみ応募していること

（３）新たに開始する活動プランであること

（４）営利活動を目的としていないこと

 ※ただし、自走していくことを目的とした収益化は認める

（５）令和７年９月１日以降に開始し、令和９年３月３１日までに終了する

活動であること

５　対象経費

　　　事業実施に必要な経費

　　※ただし応募団体の構成員への報酬、謝金、賃金、手当その他これらに類する

費用は対象としない

６　支援金

採択された個人または団体（以下「採択者」という）に支援金を交付する。

支援金の交付総額は１，１００万円以内とし、コースの内訳は下記のとおりとする。

応募者は、支援希望額に応じて下記のいずれかひとつのコースを選択し、応募するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| コース(支援希望額) | 採択数の目安 |
|
| ３００万円（101～300万円） | １件程度 |
| １００万円（51～100万円） | ４件程度 |
| ５０万円（21～50万円） | ４件程度 |
| ２０万円（１～20万円） | １０件程度 |

なお、応募や審査の状況に応じて上記の採択数の変更や減額での採択をおこなう場合がある。

７　応募の手続、スケジュール等

　　　募集期間内に（１）「イ 応募フォーム」の入力および「ウ 提出物」の提出を完了すること。イ、ウのいずれかでは応募完了とならない。

（１）募集期間、提出物

　　ア　募集期間

令和７年５月１５日（木）～令和７年７月１５日（火）

　　　　イ　応募フォーム

　　　　　　下記の福井県電子申請システムより入力し、回答すること

　　<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=dBLw7URV>

※回答内容に誤りのないようご確認ください。

応募フォーム

ウ　提出物（「イ 応募フォーム」にて発表資料を添付すること。）

　　・下記の事項を記載した発表資料（A4横長サイズで任意の様式）

※順不同

1. 事業名
2. 応募者・応募団体名
3. 活動実績
4. 実施場所・対象者
5. 事業目的
6. プランの概要（HPに掲載するため、簡潔に記載すること）
7. 詳細プラン内容（日程や活動内容、会場など）
8. 事業の新規性
9. 実施にあたっての組織・運営体制
10. 活動の周知方法
11. ２年目以降の活動の予定（内容や財源など）
12. 収支予算計画（経費区分・予算額・内容が分かるように）
13. 活動のイメージが伝わるような写真や図・イラスト

　　　　　　※公開プレゼンテーション審査会での発表時間は８分間程度を予定しています。（発表後質疑応答の時間が設けられます）資料は最大３０枚程度としてください。

※提出した発表資料は、公開プレゼンテーション審査または動画審査で

使用することを前提に作成してください。

　　　　　　・プレゼンテーション動画（２０万円コース応募者のみ）

下記①～③の要件を満たした動画を提出すること。

1. 動画時間を８分以内におさめること
2. 発表資料の内容を元にプレゼンテーション

した様子を撮影すること

1. 応募者が出演をすること

プレゼンテーション動画

イメージ

ただし、場所、服装、撮影方法は問わない。

また、複数人の出演を可とする。

（２）提出物の不備修正について

提出物に明らかな不備等がある場合、県から指摘することがある。

この場合の不備修正は、原則１回までとする。

（３）問い合わせ先

福井県県民協働課　県民・若者活動支援グループ

　E-mail：kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp

ＴＥＬ：０７７６－２０－０２３７

８　審査・選定方法

（１）審査スケジュール（予定）

下記のとおり審査および選定を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| ２０万円コース | ５０・１００・３００万円コース |
| 7/16～7/25書類審査 | 7/16～8/9書類審査 |
| 8/5動画審査 |
| 8/30採択書交付式 | 8/30・8/31公開プレゼンテーション審査会・採択書交付式 |

（２）審査委員会

採択プランの審査および選定は、別途定める審査委員会が実施する。

（３）公開プレゼンテーションおよび採択式の開催

発表資料に記載されたプラン内容の確認および応募者との質疑応答を行うため、以下のとおり公開プレゼンテーションを開催する。

応募者は２日間のうち県が指定する日の審査に出席し、プランの内容を発表し、審査員との質疑応答に対応するとともに、当日の審査終了後に行う採択書交付式に参加することとする。

参加日は、募集締め切り後に県から連絡する。

　・開催日時　令和７年８月３０日（土）、８月３１日（日）（予定）

・会場　　　福井県国際交流会館

・内容　　　各応募者によるプレゼンテーション（ライブ配信有）

　　　　審査委員との質疑応答、採択書交付式、審査委員長講評

（４）審査基準

４つの評価項目（①独創性、②実現可能性、③事業の効果、④持続性）を軸として、その他プレゼンテーションの内容を加味しながら審査を行う。

なお、評価項目のうち④持続性については他の評価項目よりも特に重視して審査するものとする。

（５）審査内容等

公開プレゼンテーションは、ライブ配信を行う。視聴者は専用フォームを通じて、観客審査に参加することができる。審査委員会は、審査において観客審査の結果を加味する。

審査員会の議事内容や審査員個人の評価等は公表しないものとする。

また、審査員は公開プレゼンテーション当日まで非公表とする。

　　（６）学生、女性への優遇措置

　　　　　次の（１）または（２）を満たす応募者に対し加点制度を設ける。

1. 構成するメンバーの３分の２以上が３０歳未満の高校、高専、大学、大学院、専修、各種学校の学生や生徒であること
2. 代表者が女性であり、かつ構成するメンバーの３分の２以上が女性であること

９　クラウドファンディング（ＣＦ）の活用

採択者はプラン実施に当たり、支援金や自己資金のほか、ＣＦによって活動資金を集めることができる。活用するＣＦの種類は問わない。

※参考：福井県定住促進課の「ふるさと納税による新事業創出支援事業」

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/crowdfunding/crowdfunding2022.html>

10　採択後の支援金の支払い

採択者は採択決定後速やかに、以下の書類を県に提出すること。

・支援金交付申請書（様式１）

・支援金交付請求書（様式２）

・同意書（様式３）※１８歳未満の者が支援金を受け取る場合のみ

・債権債務者登録申請書（様式は採択後県から送付）

　　　なお、採択後は翌日から活動開始することは可能だが、支援金の交付は上記書

類を受理後1か月半程度要するため注意すること。

11　活動状況報告、成果報告等

採択されたプランの活動状況や成果を広く公表するため、採択者は以下の（１）～（３）のとおり活動状況の報告および成果報告を行うこと。

また、採択者はプラン実施途中または終了後においても、県からの活動状況の確認や資料提供の依頼に協力するとともに、マスコミからの取材に積極的に協力すること。

（１）プラン実施前

プランを実施する日時や場所、内容などが決定次第、具体的な実施内容が分かるチラシなどの資料を県に提出すること

（２）プラン実施中

プラン開始から終了までの間、採択者が開設し、一般公開されているホームページやＳＮＳ（Facebook、Instagram、X等）により実施状況を原則月１回以上、公に発信すること

（３）プラン実施後

プラン終了後６０日以内に、事業報告書（様式４）および収支決算書（様式５）を各１部県に提出すること

12　支援金の返還

次に掲げる場合は、支援金の返還をさせることがある。

（１）プランの内容を履行しない場合

（２）プランの実施を中断する場合

（３）令和９年３月３１日までにプランが終了しない場合。ただし、やむを得ない事情により終了時期を延長する場合には、事前に事業の変更内容について県民協働課に相談し、実施時期を調整すること

（４）提出物の記載事項に虚偽および重大な誤りがあった場合

（５）本募集要項に定める事項を遵守しない場合

（６）その他支援金の返還が適当と県民協働課が認める場合

13　その他留意事項

（１）県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金等を受ける場合は、本事業の支援対象としない

（２）県以外の他の制度で補助金や支援金等を受ける場合にも、本事業の支援対象とする。ただし、総事業費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする

（３）本事業は自ら活動するプランを支援するものであり、支援金以外の県および県関係機関からの支援または協力を前提としたプランとしないこと

（４）採択されたプラン実施にあたっては、採択者が作成するチラシやホームページ等において、本事業の採択を受けて実施していることを明示（記載例：「福井県ワクワクチャレンジプランコンテスト２０２５採択事業」）するとともに、マスコミ等の取材の際にも本事業の採択を受け実施していることに言及すること

（５）採択されたプラン実施にあたっては、法令、条例、規則等を遵守すること

（６）本コンテストの応募者はプランの実現性を高めるため、事業のプレゼン前相談や実行支援を受けることができる（応募前であっても活用可）